

顧問弁護士無料相談のご利用を！（ご案内と申込書）

飯田法人会では会員のための顧問弁護士制度を設けています。

弁護士相談は費用がかかる、敷居が高いと敬遠していませんか？誰にも相談できず一人で悩んでいませんか？是非、お気軽にこの無料相談をご利用ください。早めの相談が解決への近道です。企業間の問題はもちろん、従業員の方もご利用いただけます。

1. 顧問弁護士

◎弁護士法人 下平法律事務所

飯田市小伝馬町1-3594-7 電話(0265)24-4155

◎原 正治 弁護士

飯田市鈴加町2-16-1 電話(0265)52-2416

◎長谷川 敬子 弁護士

飯田市下殿岡 93-10 電話(0265)25-4760



法人会 キャラクター
「けんた」

2. 相談料 無料（60分以内）

通常法律問題の相談は無料です。争いとなり手続きが必要となった場合は相談のうえ料金を決めます。

3. 申込と相談方法 まず法人会事務局までお申込ください。

申込書 → 事務局 → 弁護士 → 事務局 → 申込者が直接弁護士へ電話

※法人会を通さない相談は一般料金となりますので、ご注意ください。

4. 申込先 (一社)飯田法人会事務局までファックス・郵送またはホームページから申し込む

〒395-0033 飯田市常盤町41 飯田商工会館4階 (電話52-5775)

URL:<http://www.iidahoujinkai.jp> mail:iho@iidahoujinkai.jp

顧問弁護士無料相談利用申込書

一般社団法人飯田法人会 行

年 月 日

FAX 52-5776

弁護士法人 下平法律事務所 ※ 相談希望の弁護士いずれかに✓を記入してください。

原 正治 弁護士

長谷川 敬子 弁護士

企業名.....

申込者氏名.....

電話..... FAX.....

主な相談内容 ()

取引、金融、相続、交通事故等

※この用紙のままFAX送信してください。折り返し、事務局よりご本人へ申込書受付確認の電話をします。

秘密は厳守します。申込書記載事項は、弁護士への連絡以外には使用しません。